

北海道告示第10775号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年4月30日

北海道知事 鈴木 直 道

名称	サービスの種類	所在地	指定年月日
中標津グループホームすずらん	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	標津郡中標津町並美ヶ丘2丁目7番地21	令和 7.6.1
りゅうデンタルクリニック	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション	恵庭市中島町6丁目1番地15	令和 7.4.1